

みなさん、こんにちは。全国的にインフルエンザが流行しています。手洗い・うがいなどをして、罹らないよう健康管理には充分気をつけて下さい。

◎地域交流施設で、健康推進教室が行われました。

今回は、デイサービス管理者による「介護サービスを利用するまでの流れ」についてのお話です。

介護保険による介護サービスを利用するには、介護が必要な状態であることの認定（要介護認定）を受ける必要があります。

【介護サービスを利用できる方】

- 第1号被保険者（65歳以上の方）
原因を問わず、日常生活に介護や支援が必要な方
- 第2号被保険者（40歳以上64歳の方）
加齢による病気（特定疾病）が原因で、日常生活に介護や支援が必要な方

介護サービスを利用するまでの流れ（大牟田市の場合）

① 申請

介護サービスの利用を希望する方は、まず市役所の健康長寿支援課介護担当の窓口で介護保険の認定申請を行います。

※本人や家族などが申請できない場合は、地域包括支援センター・居宅介護支援事務所・介護保険施設などに申請の代行をしてもらうことができますので、ご相談ください。

【申請に必要なもの】

- 要介護認定・要支援認定申請書
- 介護保険の被保険者証
- 窓口で手続きする人の印鑑及び身元確認書類
- 本人の個人番号を確認するための書類（個人番号カード等）
- 主治医の氏名、医療機関名、住所、電話番号が分かるもの
- （65歳未満の場合）加入している医療保険の被保険者証



② 心身の調査

○ 訪問調査

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取り調査を行います。(全国共通の調査票)

○ 主治医の意見書

市の依頼により、主治医が心身の状況についての意見書を作成します。主治医がいない場合は、市が指定する医師の診断を受け、意見書を作成してもらいます。

③ 審査・判定

○ 一次判定 (コンピュータ判定)

訪問調査の結果や主治医意見書の一部をコンピュータに入力し、全国一律の基準で判定します。

○ 二次判定 (認定審査会)

一次判定や主治医意見書、特記事項をもとに、介護が必要かどうかの要介護状態区分等を審査・判定します。

※認定審査会とは？

- ・・・ 医療・保健・福祉の専門家から構成されており、介護の必要性や程度について公平に審査・判定します。

④ 結果の通知

認定審査会の判定結果に基づき、市が以下の8段階の要介護状態区分等を認定します。

非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
-----	------	------	------	------	------	------	------

原則として、申請から30日以内に認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

※介護保険証の内容を確認しましょう。

【介護保険被保険者証で確認すること】

- 要介護状態
- 支給限度基準額
- 認定年月日
- 認定の有効期間
- 居宅介護サービス計画作成事業所等、

☆ 要介護度認定が下りたら、ケアマネージャーや地域包括支援センターの職員にケアプランを作成してもらい、介護サービスを利用します。

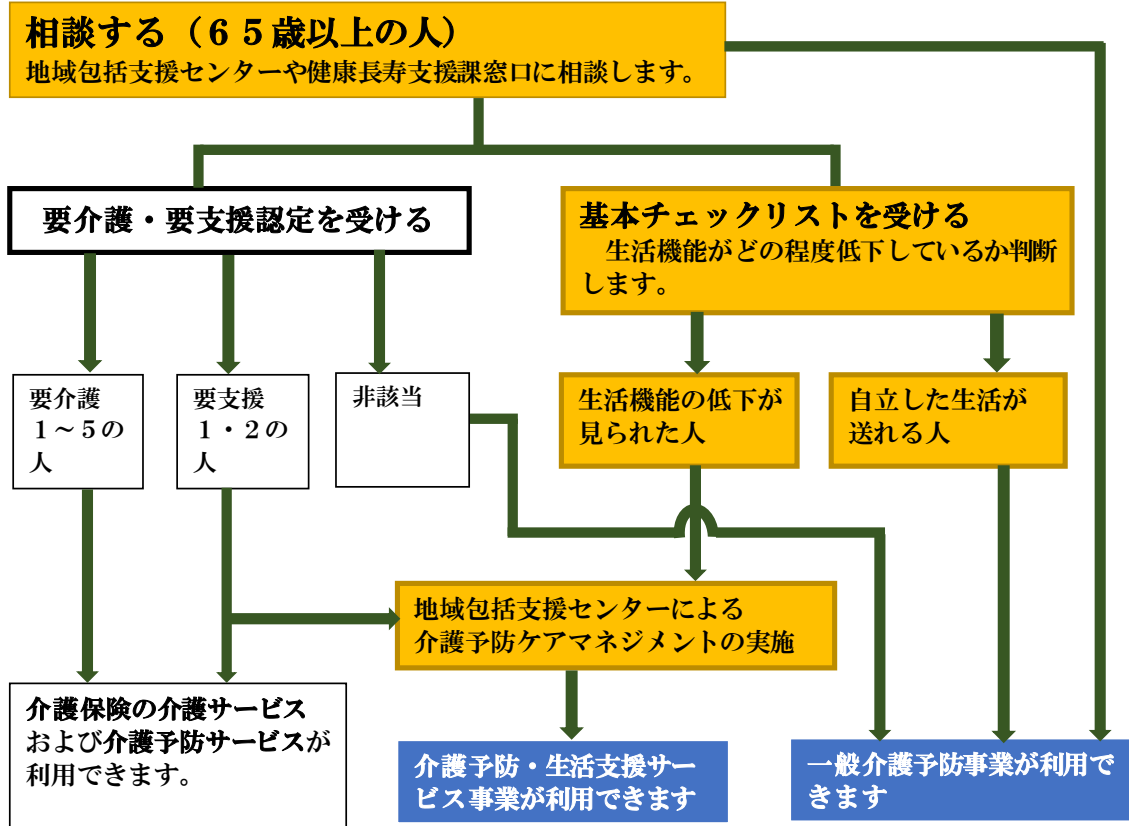


介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者のみなさんが、地域のつながりを維持しながら、その人の状態に合った支援が受けられるように、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

この事業には大きく分けて介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業があります。手続きは以下のとおりです。

〔サービス利用までの流れについて〕



○ **介護予防・生活支援サービス事業**

基本チェックリストの判定により支援が必要と判断された人、または要支援1・2の認定を受けた人を対象とした事業です。訪問型サービスと通所型サービスがあります。

○ **一般介護予防事業**

65歳以上の高齢者を対象とした事業です。介護予防普及啓発事業と地域介護予防活動支援事業があります。

詳しくは、地域包括支援センターへお尋ね下さい。

介護サービスを上手に利用して、
住み慣れた地域で
末永く暮らしていきましょう。

● **大牟田地域住民医療・介護情報共有拠点事務室 OSKER**

大牟田の医療・介護施設情報を掲載しています。どなたでも好きな写真を投稿できるギャラリーを製作いたしましたのでご紹介いたします。次号は「フットケア」をご紹介します。

TEL 0944-57-2007

Web サイト <https://osker.org/>